



接続約款変更届出書

西設相制第000035号
2019年6月25日

総務大臣
石田 真敏 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

こばやしみつ

代表取締役社長 小林 充

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第7項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	届出後、速やかに実施します。
------	----------------

電気通信事業法第33条第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

別添に示す接続形態を別表2に追加する。

附 則

この改正規定は、届出後、速やかに実施します。

2-2 DSL回線以外との接続形態別利用者料金請求、網使用料支払事業者等

NO.	第1表			第2表(参考)		第3表	第4表	備考欄
	発信事業者	経由事業者	着信事業者	番号	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者	
263-14	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	当社	D4	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)及び携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	
263-15	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	当社	D4	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	
272-15	携帯・自動車電話事業者	中継事業者	当社	D3の10-2	(7)(イ)以外の区間:中継事業者(発側から1社目の中継事業者) (イ)発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
325-14	特定端末系事業者	中継事業者及び当社等	携帯・自動車電話事業者	B1	特定端末系事業者	特定端末系事業者	特定端末系事業者	
325-15	特定端末系事業者	中継事業者及び当社等	携帯・自動車電話事業者	D4	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
402-16	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	特定端末系事業者	D3の10-2	(7)(イ)以外の区間:中継事業者(発側から1社目の中継事業者) (イ)発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
504-3	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	PHS事業者	D3の10-2	(7)(イ)以外の区間:中継事業者(発側から1社目の中継事業者) (イ)発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	
509-17	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者	D4	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	
509-18	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者	D4	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)及び携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から2社目の中継事業者)	
509-19	携帯・自動車電話事業者	中継事業者及び当社等	端末系事業者	D3の10-2	(7)(イ)以外の区間:中継事業者(発側から1社目の中継事業者) (イ)発信事業者欄:携帯・自動車電話事業者	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	中継事業者(発側から1社目の中継事業者)	